

平成29年9月定例会 警察危機管理防災委員会の概要

日時 平成29年10月 6日(金) 開会 午前10時 2分  
閉会 午前11時32分

場所 第7委員会室

出席委員 新井一徳委員長

萩原一寿副委員長

飯塚俊彦委員、板橋智之委員、木下高志委員、須賀敬史委員、宮崎栄治郎委員、

井上将勝委員、菅原文仁委員、木下博信委員

欠席委員 なし

説明者 [警察本部関係]

松本輝夫公安委員長、鈴木三男警察本部長、後藤秀明総務部長、

杉内由美子警務部長、千装次男生活安全部長、尾前健三地域部長、

布川賢二刑事部長、遊馬宏志交通部長、菊地道博警備部長、

鈴木幹男財務局長、佐伯保忠監察官室長、古田土等刑事部参事官、

福島謙治警備部参事官、近藤勝彦組織犯罪対策局長、丹下浩之警務課長、

坪信孝生活安全部参事官、大熊衛地域部参事官、新井共実刑事部参事官、

松村雅彦運転免許本部長、佐久間忠善交通部参事官、大塚健滋公安第一課長、

野口保祐総務課長、平山毅会計課長、旭容生装備課長、

近藤佑一生活安全企画課長、長嶋浩之子ども女性安全対策課長、

齋藤正士少年課長、鎌田政由喜保安課長、大村正幸サイバー犯罪対策課長、

市村知孝地域課長、川上博和刑事総務課長、倉林修身組織犯罪対策課長、

松本晃彦交通企画課長、結城弘交通規制課長、山口正人運転免許課長、

田中秀樹警備課長、塚本英吉危機管理課長

[危機管理防災部関係]

槍田義之危機管理防災部長、木崎秀夫危機管理防災部副部長、

目良聡危機管理課長、市川善一消防防災課長、齋藤忠俊化学保安課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第85号	埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例	原案可決
第88号	財産の取得について(自動車)	原案可決

2 請願

なし

報告事項(危機管理防災部関係)

1 埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例の一部を改正する条例の施行について(案)

2 埼玉県防災学習センターの展示リニューアルについて

## 【付託議案に対する質疑】

### 飯塚委員

- 1 ストーカー規制法の改正に伴い条例を改正することだが、同法の適用外で本条例の対象となるつきまとい行為とは、どのような行為を指すのか。
- 2 条例の規制対象となっていなかった行為については、これまでどのように被害者の救済を図ってきたのか。
- 3 規制対象行為は、全ての各行為が「反復してはならない」との限定が示されているが、「反復して」とは、どのような場合がこれにあたるのか。また、条例第10条第5号における「連続して」とは、どのような場合がこれにあたるのか。
- 4 条例改正後、この条例を適切に運用することが大事だと考えられるが、職員にどのように周知するのか。

### 子ども女性安全対策課長

- 1 ストーカー規制法におけるつきまとい行為とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で行われる行為である。これらの感情等が背景にないつきまとい行為が条例の規制の対象となる。具体的な事例を挙げると、同じ職場で働く間柄である関係者が、相手から職場で無視されたと思い込み、腹いせに嫌がらせの電子メールを複数回送信した事案や近隣で居住する間柄であり、排水を巡るトラブルから、被害者方敷地内にペットボトルに在中された尿を数回にわたり、まき散らした事案等の行為が、本条例の規制対象となる。
- 2 刑法、軽犯罪法などの法令に抵触するものについては、これらの法令を適用し、被害者の救済を図ってきた。こうした法令にも抵触しないものについては、行為者に対する指導・警告、パトロールや警戒の強化等、状況に応じ、適切な対策を実施してきた。今回の改正で、条例による規制行為の拡充が図られることにより、今まで以上に抑止効果を高め、幅広く被害者の救済が図れるものと考えている。
- 3 「反復して」については、従来は、各号ごとに反復された行為を要件としていたが、改正により、1号から8号全体で反復を捉えることになる。例えば、従来は1号の自宅押し掛け行為が繰り返されないと、反復と捉えられず規制対象とならなかったが、改正により、1号の自宅押し掛け行為の後に3号の面会要求があれば、併せて反復と捉えられ規制対象となり得る。どのような場合に、「反復して」行ったと評価できるかについては、ある程度時期的に近接していることが必要となる。どの程度の期間にどの程度の回数かについて、個々の具体的事案ごとに判断することとなる。例えば、「つきまとい等」の行為が、毎月1回、数年間繰り返して行われた場合は、「反復して」行われていると評価できる場合もある。  
また、「連続して」とは、「短時間や短期間に何度も」という意味であるが、やはり、個々の事案により判断されることとなる。例えば、連日のように定時に複数回電話がかかってきたり、ファクシミリや電子メール等の送信等が行われるような場合、時間は不規則でも1日に1回はこのような行為が続く場合には「連続して」行われたものと解される。
- 4 条例改正に関する通知文を全所属に発出し、周知を図るとともに、警察署の担当職員を招致して、研修会を開催し運用上の留意事項について教養を行う。

また、警察本部担当課の職員による各警察署への巡回指導を予定しており、今後もより一層、慎重かつ適切に条例を運用する。

#### 飯塚委員

押し売り行為は条例の「つきまとい行為」に該当するのか。また、議員に対する訪問、電話、写真撮影等は該当するのか。

#### 子ども女性安全対策課長

条例第10条は、特定の者に対して反復して8項目の行為を繰り返すことが要件となっている。事案の行為者が、特定の者を指定してどのような目的で行為に及んでいるか聴取する必要がある。行為者の目的によって規制する条文がそれぞれ規定されているため、個々の事案により判断されることになる。

#### 生活安全部参事官

正当な行為については除外されると考える。また、押し売り行為については、粗暴な売買行為等の禁止として、同条例第9条で規制される。

#### 板橋委員

- 1 警ら用無線自動車を26台購入するということであるが、本県において警察車両は何台あるのか。
- 2 環境に配慮し、九都県市指定低公害車に該当する車種を購入すると説明があったが、具体的にはどのような基準なのか。
- 3 1台当たりの価格が456万円ということだが、本体車両と架装部分の価格の区分けについて伺いたい。
- 4 警察車両も自賠責保険や任意保険には加入しているのか。

#### 総務部長

- 1 本年4月1日現在で、四輪車2,317台、二輪車1,397台、合計で3,714台を保有している。

#### 財務局長

- 2 九都県市指定低公害車の基準は、大気汚染物質である窒素酸化物をできる限り排除しようということから、窒素酸化物を全く排出しない、あるいは排出量が少ない車両が指定されており、例えば電気自動車、天然ガス自動車が該当する。ガソリン車では、燃費が1リットル当たり14.4キロメートル以上という基準がある。今回購入予定のティアナは、これに該当するものである。
- 3 積算段階では、本体車両価格が約250万円、白黒の塗装、赤色灯及び赤色灯を上下させる装置等の架装部分が工賃を含めて約200万円である。
- 4 一般車道を走るので自賠責保険及び任意保険に加入している。

#### 板橋委員

- 1 本県警察車両は3,714台とのことだが、他県と比較するとどうか。
- 2 本県警察車両のハイブリット車等低公害車の運用状況について伺いたい。
- 3 保険の補償内容及び保険料について伺いたい。

## 総務部長

1 本県の四輪車の保有台数は、警察官5.0人に1台となっている。他県の状況は、千葉県5.3人、神奈川県6.5人、兵庫県は5.9人、福岡県は5.0人にそれぞれ1台となっている。

## 財務局長

2 低公害車の運用状況は、ハイブリッド車が159台、低燃費車264台、合計423台である。四輪車全体の18%を超える車両が、低公害車あるいは九都県市指定低公害車の基準を満たす車両である。

3 補償内容は知事部局と同様の補償内容で、対人1,000万円、対物200万円である。任意保険は毎年10月1日から1年間の期間で契約している。平成28年10月1日からの1年間の保険料は、約4,000台で約8,400万円であったが、平成29年10月1日からの保険料は、約3,400万円で落札された。

## 井上委員

現行の条例第10条第1項第4号に「羞恥、困惑、嫌悪」とあるが、これは改正案の第6号から第8号に細分化されるということか。

## 子ども女性安全対策課長

御指摘のとおり、細分化するものである。規制項目は、ストーカー規制法にならい整理した。

## 井上委員

規制行為が細分化されることによって捜査がしやすくなるのか。

## 子ども女性安全対策課長

事案が発生すると、まずは刑法犯での検挙を念頭に入れ対応する。刑法犯に該当しない場合に、背景に恋愛感情等があればストーカー規制法での検挙、恋愛感情等がない場合は、条例で検挙するなど、事案内容によって段階的に対応している。行為を細分化することにより、つきまとい行為の抑止や幅広い被害者の救済が図れるものとする。

## 木下委員

条例の改正により規制行為が拡充されるとのことであるが、駅周辺でのキャッチやスカウト行為等も、つきまとい行為として規制することが可能となるのか。

## 生活安全部参事官

改正案の第10条は、特定の者に対し反復して行われる「つきまとい行為」等を規制しているものであり、スカウト行為については、同条例第7条の「不当な客引き行為等の禁止」をもって規制している。今回の改正はつきまとい行為についてのものであり、スカウト行為自体の規制強化を図るものではない。

なお、スカウト行為が条例第10条に定める要件に該当する場合には、当該条文を適用することができるものと考えられる。例えば、特定の女性に対し、連日にわたってつきまといを伴うスカウト行為を繰り返すような場合は、条例第10条を適用して対応すること

ができると考えられる。

#### **宮崎委員**

離婚した夫婦で、親権のない親が子供の面会を求めて、相手方の自宅へ押し掛けたり保育所で待ち伏せするなどの場合は、つきまとい行為として規制することが可能となるのか。

#### **子ども女性安全対策課長**

相手が拒んでいるにもかかわらず、自宅への押し掛け行為や連続した電話、深夜時間帯の電話等の社会通念から逸脱した行為があればこの条例の適用は可能だと考える。

---

#### **【付託議案に対する討論】**

なし